

福島市長 様

空欄でご提出ください。

施設等利用費請求書(償還払い用)2号

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 8 年 10 月 ~ 令和 8 年 12 月請求分】

着色箇所を入力してください。
提出時は白黒印刷をお願いいたします。

第11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求
口座に振り込んで下さい。
次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、福島市内に居住していることを福島市

認定保護者は市に対する認定申請者です。
(父または母など)

訂正は訂正印をお願いします。
印鑑は全て同じ印影をお願いします。
※修正液や二度書きは不可です。

1. 施設等利用費の認定保護者(請求者)

フリガナ	フクシマ タロウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	平成 8 年 10 月 1 日
氏 名	福島 太郎 ㊞	母㊞親	現住所	〒960-0000 福島市〇〇 電話: 024-111-〇〇〇〇	
※償還払いの場合の振込先は、この口座です。					

訂正印による訂正を行った場合は、
こちらにも押印が必要です。

法	号	認 定 番 号		
生年月日	令和 4 年 10 月 1 日	フリガナ	フクシマ ハナコ	
令和 8 年 10 月 ~ 令和 8 年 12 月 の間の住所		氏 名	福島 花子	
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☒ 転出した				
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			令和 8 年 12 月 15 日	

3. 償還 原則、認定保護者(請求者)と同一にしてください。

種 目		☒ 普通	☐ 当座
ももりん	銀行・信用金庫 農協・信用組合	花見山	支店
口座番号		1 2 3 4 5 6 7	
出張所		口座名義(カタカナ)	
		フクシマタロウ	

※1 請求者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

4. 施設等利用費請求金額

請 求 す る 年 月 分	令和 8 年 10 月 ~ 令和 8 年 12 月	請求金額	94,500 円
------------------	---------------------------	------	----------

※次の書類を添付してください。

- ・利用した施設が発行する「支援提供証明書兼領収書」または「援助活動報告書」等を添付してください。
「預かり保育で施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を確認します。
- ・振込先が「ゆうちょ銀行」の場合は、通帳の写しを添付してください。
振込の受取口座の内容を確認します。

<裏面も記入して下さい>

5. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

フリガナ	フクシマニコニコエン	所在地	〒 960-0000 福島市〇〇 電話: 024-123-〇〇〇〇
施設名	ふくしまニコニコ園		
フリガナ	ワイワイフクシマエン		〒 960-0000
	市外の転出入や認定期間の変更があった場合は、月上限額が日割計算になりますので、計算して記入してください。 【40,300円×15日÷31日=19,500円】※小数点以下切捨て		

認可外保育施設の基本料金と延長保育等の費用を合わせた額を入力してください。

事業を利用した場合は、余白

一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業

償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	基本料金 (a) ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和 8 年 10 月	30,000 円	10,000 円	40,000 円	40,300 円	40,000 円
令和 8 年 11 月	30,000 円	5,000 円	35,000 円	40,300 円	35,000 円
令和 8 年 12 月	30,000 円		30,000 円	19,500 円	19,500 円
合計					94,500 円
別の市町村からの転出入があった場合		転入・転出年月日	令和 8 年 12 月 15 日		
		転出日までの日数	15 日	転入先での認定日からの日数	日
提供証明書と領収書の額と合っているか確認してください。					
令和 8 年 10 月	30,000 円	40,300 円	30,000 円	40,300 円	30,000 円
令和 8 年 11 月	30,000 円	20,000 円	50,000 円	40,300 円	50,000 円
令和 8 年 12 月	30,000 円	5,000 円	35,000 円	20,000 円	35,000 円
合計		転入・転出年月日	令和8年12月15日		
		転出日までの日数	15 日	転入先での認定日からの日数	日

※3 上記で記入した施設が発行する「利用料」等の記載が「日割計算の式が記載してあります。」とある場合は、この金額が請求金額になります。

※4 利用料の設定が月単位を超えている場合は、当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(小数点以下切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付2号認定の場合は月額40,300円、3号認定の場合は45,700円です。
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・月途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額:40,300(45,700)円× 転出日までの日数÷その月の日数(小数点以下切り捨て)
・月途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額:40,300(45,700)円× 転入先での認定日からの日数÷その月の日数(小数点以下切り捨て)
[R8.10.1~]